

北九州市

平成 22 年 6 月 17 日

http://www.city.kitakyushu.lg.jp/sigikai/file_0071.html

議員提出議案第 30 号・デイジー教科書の普及の促進を求める意見書

平成 20 年 9 月に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、いわゆる教科書バリアフリー法が施行されました。

同法の施行を機に、日本障害者リハビリテーション協会がボランティア団体の協力を得て、通常の教科書と同様のテキスト文字と画像を使用し、デジタル化に対応することで、テキスト文字に音声をシンクロ（同期）させて読むことを可能にしたマルチメディアデイジー版教科書（デイジー教科書）の提供を始めました。また、文部科学省において、平成 21 年度から、発達障害等に対応した教材等の在り方に関する調査研究事業が実施されています。

デイジー教科書は、平成 21 年 12 月現在で約 300 人の児童及び生徒に活用され、保護者などから学習理解が向上したとの効果が表明されるなど、デイジー教科書の普及の推進への期待が大変に高まっています。

しかし、デイジー教科書は無償給与の対象となっていないことに加えて、その製作は、多大な時間と費用を要するにもかかわらず、ボランティア団体頼みであるため、必要とする児童及び生徒の希望に十分にこたえられない状況にあります。

よって、本市議会は、政府に対し、必要とするすべての児童及び生徒並びに担当教員等へデイジー教科書を安定して配布及び提供ができるように、その普及を促進するための体制を整備し、必要な予算措置を講じるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出します。